

公共的建築物整備項目対応表

(共同住宅用(中規模共同住宅を除く。))

1 建築物の用途	2 延床面積	m <sup>2</sup>
----------	--------	----------------

建築物およびその敷地内に多数の者が使用する車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、利用居室等を設ける場合は、移動等円滑化経路等のチェックシートである、第4号様式(第2片(裏)および第3片)を添付すること。

1 多数の者が利用するもの(特定経路等を除く。)

整備項目	チェック 重点整備	整備内容	緩和措置
<input type="checkbox"/> 2 出入口 特定経路等以外の多数の者が利用する出入口		・チェック欄には、整備ができるものは「 <input type="checkbox"/> 」、できないものは「 <input type="checkbox"/> 」、整備対象がない場合は「 <input type="checkbox"/> 」を記入。 ・整備内容欄の <input type="checkbox"/> は、備考を参照。また、緩和措置欄の数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照。	
<input type="checkbox"/> 3 廊下等 特定経路等以外の建築物内の廊下		1 屋外へ通ずる出入口の戸にガラスを設ける場合、衝突防止の措置 2 屋外へ通ずる出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通行可能な構造とし、その前後に高低差なし 3 上記1、2に掲げる屋外へ通ずる出入口の1以上は、つぎに掲げるもの 幅 85cm(開放時有効) ひさしまたは屋根を設置	
<input type="checkbox"/> 4 階段 建築物内の階段		1 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(1)を敷設 2 段差を設けないこと(傾斜路または昇降機を併設する場合を除く) 3 幅 120cm 4 手すりを設置 5 突出物を設けないこと(安全策を講じた場合は、この限りでない) 6 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし 7 階段のうち1以上は、踊り場を含めて両側に手すりを設置	1
<input type="checkbox"/> 5 傾斜路 特定経路等以外の屋内の傾斜路		1 手すりを設置(勾配 1/12または高さ 16cmの傾斜がある部分に限る) 2 高さ > 75cmの場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの平坦な踊り場を設置 3 廊下等と交差する傾斜路の始点または終点には、平坦な部分を確保 4 勾配 1/12 5 階段に代わるもの場合は幅 120cm、階段に併設の場合は幅 90cm 6 両側に側壁または高さ 5cmの立ち上がりを設置	
<input type="checkbox"/> 6 エレベーターおよびその乗降ロビー エレベーターが複数基ある場合、2基以降		1 乗降ロビーは高低差なく、幅 150cmおよび奥行き 150cm 2 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずること 3 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置 4 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置を設置 5 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置 6 籠内または乗降ロビーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置 7 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置	
<input type="checkbox"/> 7 特殊な構造または使用形態の昇降機 特定経路等以外の段差解消機やエスカレーター等		1 平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの 2 エレベーターにあつては、つぎに掲げるもの 車椅子使用者が利用できる構造 鍵の使用が必要な場合は、呼出しボタン等を設置 3 エスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1に規定するもの	
<input type="checkbox"/> 8 便所 居住者等の多数の者が利用する共用便所		1 便所を設ける場合には、つぎに掲げるもの 出入口および床面に段差を設けないこと 便房の設備は、JIS S0026に基づき整備すること 便房に柵またはフックを設置 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設置 2 上記1に掲げるもののほか、便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)は、つぎに掲げるもの 便所内に、つぎに掲げる構造のたれでもトイレ(2)を1以上設置 一般用の便所に近接し、分かりやすく(利用しやすい位置)に設置 イ 出入口に、たれでもが利用できる旨の表示 ウ ペーパーホルダーを便器の両側に設置 小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き式(壁掛式は、受け口の高さ 35cm)の小便器を1以上設置	
<input type="checkbox"/> 9 浴室等 居住者等が利用する共用の浴室や脱衣室		1 車椅子に対応した浴室等に脱衣室を設ける場合(男女別の場合はそれぞれ1以上)には、つぎに掲げるもの 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保 室内に段差を設けないこと	

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	重点整備	整備		
<input type="checkbox"/> 10 敷地内の通路 特定経路等以外の多数の者が利用する敷地内通路			1 段がある部分は、つぎに掲げるもの 上下端には、点状ブロック等(1)を敷設(点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、代替措置) 段の両側に立ち上がり 2cm(通行の支障となる場合は、この限りでない) 2 傾斜路は、つぎに掲げるもの 手すりを設置 高さ > 75cm の場合は、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm の踊り場を設置 両側に側壁または高さ 5cm の立ち上がりを設置 他の通路等と交差する傾斜路の始点または終点には、平坦な部分を確保 勾配 1/12、高さ 16cm の場合は勾配 1/8 幅 135cm、段に併設する場合は幅 90cm 3 幅 135cm 4 歩行者と車の動線を分離	
<input type="checkbox"/> 11 駐車場 多数の者が利用する駐車場			1 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるもの 幅 490cm(車体の駐車スペースは幅 210cm、その両側の乗降用スペースは幅 140cm) 車椅子使用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置 2 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にその旨を表示し、乗降用スペースの床面に斜線を表示 3 特定経路等を構成する車椅子使用者用駐車施設から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること 4 車椅子使用者用駐車施設および上記3に規定する通路に屋根またはひさしを設置 5 駐車場の出入口に、車椅子使用者用駐車施設の設置が分かる標識を設置(出入口から容易に視認できる場合を除く) 6 駐車場の出入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設置(出入口から容易に視認できる場合を除く) 7 高齢者、妊産婦等が、円滑に駐車および乗降できる駐車施設(幅 270cm、奥行き 540cm)を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示	
<input type="checkbox"/> 14 案内設備 までの経路 道から案内板または案内所(管理入室等)までの視覚障害者に対する誘導措置			1 道等から視覚障害者に示す案内設備または案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること 2 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認可能で、道等から出入口までの経路を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること 3 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるもの 線状ブロック等(3)および点状ブロック等(1)の適切な敷設または音声等で視覚障害者を誘導する設備を設置 敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等(1)を敷設 ア 車路に近接する部分 イ 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分	2
<input type="checkbox"/> 15 公共的通路 総合設計による公開空地や、地区計画による歩行者通路等不特定多数の者が自由に通行することができる通路			1 建築物外部の公共的通路の1以上は、つぎに掲げる構造のもの 通路の幅 200cm、通行に支障のない高さ空間を確保 通路面の段差の禁止 床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 敷地外の道路または公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設 階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造 ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置 イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場(直進 250cmを除く。)の部分には、点状ブロック等(1)を敷設 オ 主たる階段は、回り階段でないこと(回り階段以外を確保することが困難であるときは、この限りでない) カ かけあげ 18cm、踏面 26cm キ 階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす) 2 建築物内部の公共的通路は、つぎ掲げる構造のもの 幅 200cm、天井高さ 250cm 段差の禁止 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 道路または建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設 階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造 ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置 イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場(直進 250cmを除く。)の部分には、点状ブロック等(1)を敷設 オ 主たる階段は、回り階段でないこと カ かけあげ 18cm、踏面 26cm キ 階段の幅 120cm(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす)	3 4 5
<input type="checkbox"/> 16 洗面所 便所、脱衣室等共用部分にある洗面台			1 洗面所を設ける場合には、床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 上記1に掲げるもののほか、つぎに掲げる洗面器を1以上設置 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保 洗面器の上端の高さ 75cm 下部にひざが入る空間を確保 鏡下端 洗面器上端から20cm 排水トラップは、Pトラップ 水栓金具は、光感知式等の自動式またはレバー式等容易に操作できるもの 蛇口は、水が跳ねない仕様 3 上記2の洗面器以外の1以上の洗面器に手すりを設置 4 棚、フック等を設置	

公共的建築物整備項目対応表

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	重点整備	整備		
<input type="checkbox"/> 17 屋上またはバルコニー 居住者等の共用のテラス、バルコニー等			1 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 段差が生じる場合は、車椅子が円滑に通行可能な措置 3 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保 4 高さ 110cmの転落防止用の手すりを設置	
<input type="checkbox"/> 18 緊急時の設備等 自動火災報知機等			1 警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置 2 避難経路上には、段差を設けないこと(階から階に至る階段については、この限りでない) 3 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設置	
<input type="checkbox"/> 19 手すり 階段、スロープ等の手すり			1 75cm 階段および廊下等の手すりの取付け高さ 85cm(乳幼児利用のものを除く) 2 60cm 階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ(下段) 65cmならびに 75cm 階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ(上段) 85cm(乳幼児利用のものは除く) 3 2段手すりの下段は、上段手すりの半径長さの分だけ、上段より壁から離して設置 4 形状は、円形または楕円形とし、握りやすいもの 5 手すりと壁との空き 4cm、手すりの下側で支持 6 手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げること 7 階段および傾斜路の手すり端部の水平部長さ 45cm 8 階段の昇降以前の水平部分に、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示	

2 特定経路等に追加される整備内容

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	重点整備	整備		
<input type="checkbox"/> 1 特定経路等			1 特定経路等上には、階段または段を設けない(傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない)	
<input type="checkbox"/> 1-2 出入口 特定経路等で建築物内に設ける出入口			1 戸にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置 2 出入口の幅(開放時有効) 85cm(直接地上へ通ずる出入口、EV籠および昇降路の出入口を除く) 3 屋外へ通ずる出入口は、つぎに掲げるもの 幅 100cm(開放時有効) ひさしまたは屋根を設置	
<input type="checkbox"/> 1-3 廊下等 特定経路等に当たる建築物内の廊下			1 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック(1)等を敷設 2 幅 140cm 3 手すりを設置 4 突出物を設けないこと(安全策を講じた場合は、この限りでない) 5 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置	
<input type="checkbox"/> 1-5 傾斜路 経路等内の屋内傾斜路			1 両側に連続した手すりを設置 2 手すりの設置 3 勾配 1/12(高さ 16cmのものに限る)	
<input type="checkbox"/> 1-6 エレベーターおよびその乗降ロビー 特定経路等として設けられたエレベーター			1 籠の奥行き 135cm(車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない) 2 籠の幅 140cm(車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない) 3 車椅子の転回に支障のない構造(車椅子で利用できる機種を採用するときは、この限りでない) 4 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずること 5 籠内および乗降ロビーの制御装置(4)が、点字等(5)視覚障害者が円滑に操作可能な構造 6 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置 7 籠内または乗降ロビーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置	
<input type="checkbox"/> 1-10 敷地内の通路 特定経路等として特に整備を求められる、建築物外の通路			1 幅 135cm 2 歩行者と車の動線を分離 3 傾斜路は、つぎに掲げるもの 幅 135cmとし、段に併設する場合は、有効幅 90cm 勾配 1/20 手すりを設置	6

備考

- 1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- 2 ア、イ、ウのほか、つぎに掲げる構造を満たすこと。  
腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保
- 3 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- 4 車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る。
- 5 文字等の浮き彫り、音による案内、点字および または に類するもの

緩和措置

- 1 踊り場が直進 250cmの場合は適用外
- 2 勾配 1/20の傾斜の上端に近接するもの、高さ 16cmかつ勾配 1/12の傾斜の上端に近接するもの、段がある部分または傾斜路と連続して手すりを設ける踊り場等の場合を除く。
- 3 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形形状やむを得ない場合を除く。  
手すりを設置、前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能、幅は、段に代わるもの 140cm、段に併設するもの 90cm、勾配 < 1/20、高さ > 75cmのものは、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊り場を設置、両側に側壁または立ち上がりを設置、傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
- 4 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合は、当該歩道状空地への視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
- 5 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形形状やむを得ない場合を除く。  
手すりを設置、前後の通路との色の明度、色相または彩度の大きいことでその存在を容易に識別可能、点状ブロック等の適切な配置、幅は、段に代わるもの 140cm、段に併設するもの 90cm、勾配 < 1/12、高さ > 75cmのものは、高さ75cm以内ごとに踏幅 150cmの踊り場を設置、両側に側壁または立ち上がりを設置、傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分の設置
- 6 高さ 16cmにあっては、勾配 1/8、高さ 75cmまたは敷地の状況等によりやむを得ない場合は、勾配 1/12

整備の適合状況

重点整備内容合計  適合割合  %  
重点整備内容対象数  適合状況

整備内容合計  適合割合  %  
整備内容対象数  適合状況

$$\text{適合割合 (\%)} = \frac{\text{整備を行う重点整備内容(整備内容)の合計} \quad [ \quad \text{の数} ]}{\text{重点整備内容(整備内容)の対象の合計} \quad [ \quad \times \text{の数} ]} \times 100\%$$

「/」および「」は数には含まない。

・適合状況には、適合割合に応じ、80%を超える場合「」、20%を超え80%以下なら「」、0%を超え20%以下なら「」の3段階で表示する。

なお、対象となる整備内容があるにも関わらず、整備内容合計が0の場合は「整備なし」と表示する。